

令和3年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の取組内容(予定)

(令和3年2月9日現在)

- CATV 各局及びコミュニティFM 各局において周知・啓発コンテンツを放送
- 県庁、市役所等の電光掲示板やモニター等においてメッセージや周知・啓発コンテンツを表示・放映
- 市役所等において総務省が作成した2020年度版「インターネットトラブル事例集」パネルを展示
- スポーツチームの試合会場において周知・啓発コンテンツを放映
- 教育関係者、保護者、児童、生徒等に向け総務省の青少年関連施策の説明やリーフレット配布を実施
- フリーペーパー等へ記事、メッセージ等を掲載

2020年度版「インターネットトラブル事例集」パネル例

◆ 人格権を侵害する投稿・再投稿

20 SNS等での誹謗中傷による慰謝料請求

有名人の悪口を匿名で投稿したら



こいつマジ気に入らない！ SNSに匿名で悪口を書いて嫌がらせてやるわ

テレビやネットでの言動が気に入らない有名人の悪口を匿名投稿したW君。同調する投稿も増え、根拠のない悪口などがネットに広まった。

発信者が特定され高額な慰謝料請求へ



発信者情報開示請求、名誉毀損罪、業務妨害罪、損害賠償、侮辱罪、慰謝料請求

W君が発信者だと判明したことから、虚偽の投稿内容により名誉を傷つけられたとして、慰謝料などを求める訴訟(裁判)を起こされました。

考えてみよう！

一度は読んでみよう！ インターネットトラブル事例集2020年版

③メッセージアプリでの悪口・仲間外れ

いら立ちを覚えたり、自分の中の正義感が高じたりして、過激な投稿で個人攻撃をする人がいます。こうした加害行為(再投稿*も含まれる)をしないために注意したいことは？

※再投稿：共感したり知に入った人がそのままだ投稿して他者に広める行為。サービスにより「リツイート」「リグラム」「ポスト」他と称される。

<p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px; text-align: center;">A. 誹謗中傷≠批判意見</p> <p style="font-size: small;">多くのSNSサービスには「誹謗中傷禁止」という利用規約があります。相手の人格を否定する言葉や言い回しは批判ではなく誹謗中傷です。正しく見極め、安易に投稿・再投稿をしないで。</p>	<p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px; text-align: center;">B. 匿名性による気のゆるみ</p> <p style="font-size: small;">対面や実名では言えないのに、匿名だと言えたり攻撃性が増したりすること。たとえ匿名でも、技術的に投稿の発信者は特定できるため、民事上・刑事上の責任を問われる可能性が...</p>	<p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px; text-align: center;">C. カツとなっても立ち止まって</p> <p style="font-size: small;">怒りは人の自然な感情ですが、はけ口にされやすいのがSNS。炎上したり訴えられたりしてから「あんな投稿しなければよかった」と悔やんで時間は戻せません。書いた勢いで送信しない習慣を！</p>
--	--	---

解説 「目立つ存在なんだから仕方がない」という主張は通用しない

SNS上で、悪意を感じる投稿を見かけることがあります。中には「正義感からやったこと」と主張する人もいますが、「立場」や「事実かどうか」を問わず、人格を否定または攻撃するような投稿は正義ではありません。近年、YouTuber、事件・事故の関係者、感染症の陽性者ほか、「有名な人」と感じる範囲が広がると共に、主体的に投稿する人以外の「安易に再投稿・拡散する人」も増えています。たくさんの悪口が集まれば、集団攻撃となり人を酷く傷つけます。相手がどのような人であっても、単に再投稿しただけであっても、民事上・刑事上(損害賠償請求、名誉毀損罪による懲役、侮辱罪による拘留等)の責任を問われる可能性があります。このことを肝に銘じて、法律や利用規約等のルールやモラルを意識した、正しい利用を心がけましょう。

ワンポイントアドバイス

誹謗中傷は、再投稿者でも「広めることに加担した」とみなされます。投稿・再投稿する前に必ず「自分が言われたらどう思うか」を考えて！

※ 周知・啓発コンテンツは、広島市教育委員会が募集した「電子メディアの啓発動画コンテスト」の入選作品を一部で使用します。